

「会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン」（理事会決議）
の概要について

平成 18 年 3 月 16 日

日本証券業協会

I BCPガイドラインの制定

平成 17 年 2 月、自主規制企画委員会の下部機関として「会員の緊急時事業継続体制の整備等に関するワーキング」を設置し、証券会社が地震、風水害、テロなどの不測の事態から顧客資産を保護し、取引の安全性を確保するための事業継続体制の整備等について検討し、同年 6 月、「会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン」（以下「BCPガイドライン」という。）として取りまとめ、同年 7 月 1 日から理事会決議として実施した。また、これに併せて、証券会社における事業継続計画の具体的整備項目等を想定被災シナリオ別に取りまとめた事例集を作成した。

II BCPガイドラインの概要

証券会社の立地条件、業務の特性・規模及び想定される災害等に合わせて、具体的な点検・検討を進め、「事業継続計画（BCP）」を策定するとともに、緊急時連絡網や重要データのバックアップ体制の整備のほか、BCPの実効性を確保するための体制整備など、必要な措置を講じることとされている。

BCPガイドラインに定める主な項目は次のとおりである。

1. 災害発生時等の事業継続体制の整備

災害発生時等における事業継続及び中断後の重要な業務の再開といった事業継続体制の整備及び事業継続計画の策定

2. 事業継続のための具体的整備項目

- (1) 社内における指示系統及び連絡体制及び顧客又は関係機関など社外との連絡体制の整備及び明確化
- (2) 重要な業務、資源の確保、データなどバックアップの整備及び代替オフィスの確保
- (3) 復旧計画、業務マニュアルの策定等
- (4) 災害時における金融に関する措置（監督指針）へ対応

3. 「事業継続計画」の実効性を確保するための体制整備

具体的事例を想定した訓練、営業所及び金庫等の防災体制の充実・整備、備蓄品の確保、避難場所及び避難経路及び取引業者との協力関係の確認

Ⅲ 緊急連絡網の作成・周知

平成17年9月、BCPガイドラインに定める「関係機関への連絡体制の整備」に対応するため、当該関係機関と調整のうえ、災害発生時等緊急連絡先一覧を作成し周知した。

以 上